

# 三重県新たな地域医療構想基礎調査業務委託仕様書

## 1 委託業務概要

- (1) 委託業務名 三重県新たな地域医療構想基礎調査業務
- (2) 委託期間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (3) 委託内容 2の事業内容のとおり

## 2 事業内容

<目的>

2040年を見据えた新たな地域医療構想を円滑かつ的確に策定するために必要となる、県内の医療機関・医療機能の現状や患者の受療動向等の実態を把握するとともに、これらの結果を分析し、地域の人口構造等を踏まえつつ、必要となる医療機能とその連携体制を明らかにした上で、地域の医療提供体制の課題の抽出や構築のための具体的施策を提案すること等により、三重県地域医療構想の策定を支援する。

<委託業務概要>

以下の(1)及び(2)を主たる業務内容とし、三重県と事前に内容を十分協議した上で最新データの収集、分析等を行い、調査報告書を作成すること。

なお、調査報告書の作成に当たっては、以下に留意すること。

- ・ 現状・連携体制・課題・具体的施策等を整理して記載すること。
- ・ 三重県、各医療圏及び各構想区域内のデータ並びに全国及び隣接県とのデータ比較が可能なものを作成する。
- ・ 地理的な分布状況、図表等を使用した視認性・判読性の高いものを作成する。

### (1) 地域医療構想に関する最新データの収集・分析等

- ・ 入院医療に加え、外来・在宅医療や介護との連携を含む、2040年を見据えた地域の医療提供体制に係る課題の整理及び今後の方向性の検討に資する基礎資料として、以下①～④のデータ分析・検証、報告資料の作成を行うこと。なお、これらの分析・検証は、新たな構想に係る国の策定ガイドライン（以下「策定ガイドライン」という。）を踏まえた内容とすること。
- ・ 分析結果は、図表・地図等を使用した視認性・判読性の良いものにすること。

#### ① 地域の現状について

ア 人口構造、人口動態（二次医療圏及び構想区域\*1 ごとの推移、将来推計を含む）

人口、年齢三区分別人口、高齢化率、世帯数、出生数、死亡数、平均寿命等

イ 住民の健康状況・受療状況

- ・ 生活習慣の状況、生活習慣病の有病者・予備群の数等
- ・ 入院・外来患者数、三重県、二次医療圏及び構想区域内における患者の受療状況（病院の療養病床・一般病床の推計流入・流出院患者割合）、入院・外来別の流入・流出患者数、病床利用率、平均在院日数等
- ・ 救急搬送の件数及び推計（年齢別・疾患別）

ウ 医療提供施設の状況

- ・ 病院（施設数、病床種別ごとの病床数）

- ・ 診療所（有床及び無床診療所、歯科診療所の施設数、有床診療所の病床数）
  - ・ 薬局
  - ・ その他
- エ 地勢と交通（最新データと従来の医療圏との関連分析を含む）  
地域特性、高速道路の整備状況、公共交通機関の状況、各交通手段による所要時間、地理的状況、生活圏等
- \*1 「三重県地域医療構想」において、桑員・三泗・鈴亀・津・伊賀・松阪・伊勢志摩・東紀州の8構想区域を設定している。
- ② 人口動態に基づく医療需給推計等についての検討
- ア 現状の把握  
（需要サイド）  
病床、外来、在宅（介護）の需給推計（可能な限り診療科、疾患別）  
※（2）①と重複するものについては、三重県と事前に相談のうえ、推計結果を算出すること。
- （供給サイド）  
病院の診療科別の医師数、手術等対応件数  
病院の経営状況
- イ 必要となる医療機能及び課題の抽出
- ウ 医療連携体制を構築するための具体的方策についての検討
- ③ 必要病床数のシミュレーション及び構想区域の点検・見直しに係る分析  
国が示す策定ガイドラインに基づく必要病床数について、改革モデルを考慮したシミュレーションを行う。  
また、①や②の分析結果に基づき、構想区域の点検・見直しに必要なデータについて整理を行う。
- ④ 在宅医療・介護連携についての検討
- ア 現状の把握（慢性期患者の動向）  
病院、診療所、介護施設、サ高住等の施設把握（定員数含む）と受け入れ実態（施設別のサービス提供料）
- イ 必要となる介護機能及び課題の抽出
- ウ 医療・介護連携体制を構築するための具体的方策についての検討

(2) 医療従事者等の確保に係るデータの収集・分析等

- ・ 各地域の医療従事者の需給を把握するため、以下の①～⑤について、国が提示する計算式を用いるほか、医療機関への実態調査及びヒアリングを通じ、需給状況の把握と関連データの収集・分析を行う。

① 医療需要算出業務

- ・ 国が提示する計算式に基づき、県内各市町の医療需要を算出する。

② 医師・看護師の不足に関する実態調査

- ・ 県内各医療機関（病院、診療所、訪問看護ステーション等）を対象に、医師、看護師の不足状況に関する調査を実施する。
- ・ 調査項目の作成を支援する。なお、項目には以下の視点を考慮すること。

<供給不足の背景要因の分析>

不足数の定量的な把握に加え、需要に対して供給が満たせない構造的な要因（例：大学医局からの派遣状況、採用市場の動向等）を明らかにする。

かにする。

<人材確保に向けた方策の検討>

医療機関が考える有効な採用・定着促進策に関する意見を収集する。

<地域・機能別の課題分析>

地域特性（例：医師少数区域等）や医療機関の機能（例：急性期、慢性期等）によって異なる課題を分析可能とする設問を設計する。

・調査結果の集計、分析、及び報告書（速報版）の作成を行う。

③ 医療機関ヒアリング支援

・②の調査結果に基づき、各構想区域から選定した医療機関へのヒアリングを実施する。

・ヒアリング項目の作成を支援する。

・県が実施するヒアリングに同席する（オンライン形式も可）。

④ 若手医療人材等の就業意識に関する調査

・若手医師、看護師、及び医学生・看護学生を対象に、キャリア選択や勤務地希望に関する意識調査を実施する。

・既存看護師の有効活用、特に定年後の継続勤務を促進する方策の検討に資するため、病院勤務看護師を対象とし、長期的な就業継続を可能とする職場環境の要因について意識調査を実施する。

・調査項目の作成を支援する。項目には以下の視点を考慮すること。

ア 医師少数区域等での勤務を敬遠する要因の特定

イ 当該地域での勤務意向を促進する条件やインセンティブに関する意見の収集。

・調査結果の集計、分析、及び報告書（速報版）の作成を行う。

⑤ 医師・看護師確保対策の分析

・①～④の調査・分析結果を統合し、県内における医師・看護師確保対策に関する今後の取組方向性に関する考察と具体的な施策提言を取りまとめる。

（１）及び（２）のデータ分析にあたっては必要に応じて以下のデータを活用するとともに、医療・介護連携に関するデータをはじめ、地域医療構想策定のうえで有効と考えられるデータについても提案すること。なお、県から提供するデータ以外で分析に用いるデータは、信頼性の高い公的統計等を用い、出典を明示すること。

また、地域医療構想は介護保険事業計画及び介護保険事業支援計画との整合性の確保が必要であることに留意し、その関係する内容については三重県と協議すること。

・DPCデータ等の活用

厚生労働省が公開しているDPC制度（急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当たりの包括払い制度）のデータ及び厚生労働省が地域医療構想策定のために都道府県へ配付するデータブック（提供時期未定）等を活用し、医療提供状況や患者受療動向等を把握する。

・その他の統計・調査等の活用

医療提供体制等に関する情報のうち、国・県が提供するデータや独自調査データ、データの解析等により入手可能な指標（参考指標）について、指標間相互の関連性も含めて、地域の医療提供体制の現状を客観的に把握する。

<その他の統計・調査等（例）>

- ・人口動態調査
- ・病床機能報告（医療機関機能報告含む）
- ・外来機能報告
- ・かかりつけ医機能報告
- ・国民生活基礎調査
- ・患者調査
- ・国民健康・栄養調査
- ・衛生行政報告例
- ・介護保険事業状況報告
- ・医療施設調査
- ・病院報告
- ・医師・歯科医師・薬剤師統計
- ・地域保健・健康増進事業報告
- ・介護サービス施設・事業所調査
- ・介護給付費等実態統計

上記データ等により分析した上で、各二次医療圏、各構想区域、疾病・事業ごとの圏域等に必要となる医療機能とその連携体制を明らかにし、課題を抽出すること。

さらに、把握した課題を克服するための具体的施策について、可能な限り複数案を挙げて提案すること。また、提案に当たっては、課題について原因分析を行い、施策の結果（アウトプット）が課題に対してどれだけの影響（インパクト）をもたらさうかという観点を踏まえるものとする。

また、上記内容について協議する県実施の会議等について、県と事前相談の上、議事概要等の作成支援を行うこと。

### 3 委託業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行に当たっては、三重県と十分な連絡を保ち、策定ガイドライン等に則り、必要な調査・解析等を行うとともに、処理方針については、三重県の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、作業内容、作業工程をまとめた作業計画書を作成し、三重県の確認を受けること。
- (3) 三重県と受託者との打ち合わせの後、その議事録を提出すること。
- (4) 業務の遂行に当たっては、医療・保健・福祉行政等に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (5) 受託者は、三重県に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとし、より良い具体策を打ち出すために、三重県との綿密な協議のもと、事業を遂行すること。
- (6) 本業務の遂行によって作成した報告書等にかかる著作権等の諸権利は、三重県に帰属するものとする。
- (7) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

- (8) 受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
  - ③ 委託者に報告すること。
  - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が(8)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合には、三重県の承諾を得るものとする。

#### 4 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。その他については、三重県と協議の上、決定する。

##### (1) 成果品及び提出期限

成果品

###### ①ア 調査報告書1(2(1)に関する部分)

国からの統計データの提供が遅れるなど、三重県がやむを得ないと判断する場合は、三重県と受託者が協議の上、当該箇所の提出期限を延長することがある。

###### イ 調査報告書2(2(2)に関する部分)

②上記のほか本事業において作成した資料、原稿、統計データの集計表等  
提出期限

令和9年3月31日まで。

##### (2) 提出形式

Word、Excel、PowerPoint、PDFファイル等をCD-R、DVD-R等に保存したものを基本とし、併せて紙媒体(規格A4)10部を納品すること。詳細は三重県と受託者が協議の上、決定する。成果物は汎用性・再利用性を考慮すること。

#### 5 その他

- (1) 本業務について必要な資料は、三重県と調整した上で収集するものとし、収集した資料は本業務の委託期間終了までに返却すること。
- (2) 作成指針の内容が、本仕様書の内容と異なる等、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、三重県と受託者が協議の上、業務の細目を決定するものとする。